

(ホームページ掲載日：令和2年11月2日)

開催日及び場所		令和2年9月24日(木) 東北森林管理局2階第大会議室		
委員		伊勢 昌弘(弁護士) 河野 隆治(公認会計士)		
審議対象期間		令和2年4月1日～令和2年6月30日		
審議対象案件		686件 うち、1者応札件数 207件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0件		
抽出案件		25件 うち、1者応札件数 15件 (抽出率 3.6%) (抽出率 7.25%) 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0件 (抽出率 -%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	105件 うち、1者応札件数 38件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0件	
		指名競争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
	随意契約	0件		
	測量・建設コンサルタント等業務	一般競争	64件 うち、1者応札件数 22件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0件	
		指名競争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	該当なし
			標準型プロポーザル	該当なし
	その他の随意契約		0件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の件数 0件	
	物品・役務等	一般競争	511件 うち、1者応札件数 147件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0件	
		指名競争	該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)	該当なし	
随意契約(その他)		6件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の件数 0件		
(特記事項)				

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	○資料1の総括表において、物品・役務の区分で、造林事業と生産事業を区分けしているのは何故か。	○生産事業及び造林事業は、区分としては物品・役務に含まれるが、いずれも公共事業に準ずる事業であるため、関係通知に基づき、区分けしている。
	○資料7の指名停止等一覧表の番号2において、「調査基準価格を下回る入札額～」と記載されているが、調査基準価格の設定基準を教えてください。 低入札価格調査の資料提出を辞退するとはどのような場合が想定されるか。 また、誤った積算価格であっても資料の提出に応じた場合は指名停止にならないのか。	○設定基準については、工事費や一般管理費等に対し、それぞれに一定の割合を乗じ、事業実行可能なギリギリな額として設定している。 今回のケースでは、入札参加後に積算価格の誤りが発覚し、事業実行の確実性が確保できないことから辞退したものと想定される。 資料提供に応じた場合はその価格で契約することになるため、指名停止にはならない。
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部長が講じた措置]	令和2年度第1四半期について、おおむね適正に行われていたものと判断する。	

事務局：東北森林管理局 企画調整課

(注)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。